

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成28年11月28日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

加藤道代	鎌田隆志	佐藤万里子	高田修
高橋春男	高橋由紀	嵩さやか	千葉隆政
土佐昭一郎	中山直子	西村睦生	松並重雄
渡邊純一			

(2) 事務局等

大山事務局長 工藤首席家裁調査官 池田首席書記官 野中総務課長
今野総務課課長補佐 中西会計課課長補佐 二瓶総務課庶務係長

4 議事

（以下、■は委員長，●は委員，○は説明者の発言）

(1) 本日のテーマである，配慮を要する利用者への接遇及び裁判所の施設について，家庭裁判所から説明

(2) 意見交換概要

別紙のとおり

(3) 次回テーマ

■：次回テーマにつき，御意見があればいただきたい。

●：（意見なし）

■：次回テーマにつき，希望等があれば，12月28日までに総務課課長補佐までお知らせ願いたい。その後，裁判所で検討した上，次回テーマを決定し，お知らせする。

●：異議なし。

(4) 次回期日

平成29年6月28日（水）午後1時30分から午後3時30分

(別紙)

意見交換概要

(意見交換に先立ち、庁舎設備等の案内及び説明を行った。)

【意見交換事項】

- ： 施設、設備面についての感想又は意見等をいただきたい。
- ： 福祉協会では、手話通訳者の養成をしているところ、手話通訳者が調停手続の利用者に同行して家裁を訪問する機会があった。その手話通訳者から、調停は雰囲気良く、発言を丁寧に確認しながら進めてくれたと聞いている。その一方で、待合室が複数あり、どこで待っていたらよいか分からなかったので、待合室などの問い合わせができるよう「御用のある方はこちらに」などの表示があれば良いと話していた。

また、1階の受付に、筆談ができることについての表示があれば、なお良いのではないかと思う。
- ： 来庁者への案内は、声を掛けた上で、御用件を伺うよう指導してきている。また、筆談についても職員から声掛けをするよう指導しているが、表示があればより一層分かりやすいので、いずれについても検討させていただきたい。
- ： 配慮を要する利用者への対応については、家裁は非常にきめ細やかにされている印象を受けた。障害者の定義が非常に広いので、そのような中で全ての障害者に対応していくのは大変ではないかと思った。

弁護士会は、法律上は事業者の部類に入ると思うが、公的な役割を担っているため、法律の趣旨に則った対応をするべきだと思っている。ハード面では、弁護士会館は、車椅子用の洗面所やスロープが設置されているものの、多様な方に対応できるようにはなっていないのが現状である。また、筆談等の対応についても、必ずしも十分ではないので、今後の課題だと考えている。
- ： その他、ハード面ソフト面に関して、各委員が所属する組織がどのような対応をしているか、紹介していただきたい。
- ： 県の役割として、一つは地域社会での障害者差別解消をどう進めるかということ、もう一つは、サービスを提供する機関として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にどう対応していくかということがある。二つ目の点について、県庁は特定の方が来るという場所ではなく、建物自体が公共の場であるため、オストメイト等の設備は整っており、ハード面の整備はできている。行政機関の特色から二、三違う点はあるが、県でも障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成しており、合理的配慮の提供では、除外要件を拡大解釈しないように細かく記載している。

また、研修は、新卒職員や新たに管理監督者となった職員を対象に行っている。県では、様々なイベントを行っているため、手話通訳者等の派遣については、各部署が個別に行うのではなく、派遣依頼等を専門に行う部署を設けて対応している。
- ： 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の中で、

先ほど説明した「過重な負担」について、補足説明をさせていただきたい。

- ： 裁判所における対応要領に係る留意事項では、合理的配慮の基本的な考え方として、具体的な検討をせずに「過重な負担」を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要と定めている。また、その中で合理的配慮の具体例として挙げられているものもあるが、あくまでも現在は具体的事例を収集しながら、ケースバイケースで対応するようにしている。
- ： 大学において難しいのは発達障害への支援である。今回、「発達障害も含む。」ということが明記されているが、どのように対応しているのか。
- ： 発達障害が疑われる場合には、医務室医師や家裁調査官といった発達障害に詳しい職員がいるので、具体的な支援の方法を考えることが可能である。外見だけでは分からないので、事情がある方には遠慮なく相談していただきたいと考えている。
- ： 発達障害だけでなく、不安とか緊張が高まるとまとまりがなくなるという方もおり、発達障害や知的障害、さらに、精神障害もそのようなことに当てはまる。裁判所は、まさにその不安と緊張が高まる場所ということになるので、通常は問題がなくても障害が際立って現れることもある。そういう意味では、不安や緊張を和らげるために、特に発達障害の方に対しては、あらかじめ手順の順番等が視覚的に分かるように準備しておくことも大切である。今日の説明のように、写真を使って説明されると非常に分かりやすい。パンフレットでも写真を利用するなど、視覚による理解が得られるような分かりやすい作りにもしてもらいたい。
- ： そういった方がいらっしゃれば、調停手続の場面だけではなく、他の手続においても裁判所の調査命令に基づいて、個別に家裁調査官が話を聞かせていただくこともできるので、御相談いただきたいと考えている。
- ： 家裁には、家裁調査官という行動科学の専門家が配置されているので、随時活用しながら対応していきたいと思っている。
他にいかがか。
- ： 先ほどの説明において、研修や訓練の場に、実際に障害者の方に来ていただいたと聞いたが、非常に有意義なことだったのではないかと思う。参考にさせていただきたい。
- ： 調停室は窓のある部屋となっており、気分が晴れやかになってとても良いと思った。障害の種類によって、御本人の希望が分かりづらいということがあるので、そういった面に配慮した研修も実施していただきたい。
- ： 施設を見学して、色々なところに配慮がされていると感じた。検察庁では、非常にセキュリティが厳しく、裁判所とは事情が違うが、来庁者については職員が関連部署まで案内するなど、ハード面で対応できないところは、ソフト面で対応するようにしている。
- ： 合理的配慮ということだが、一番大切なのは、意思の表明があったときではないかと思った。先ほどの庁舎案内の中で、車椅子が入れるように法廷の傍聴席の椅子を取り外すことができるとの説明があったが、この配慮は、まさに意思の表

明に基づいた配慮で、とても良いのではないかと思った。また、精神障害や発達障害ではなくても不安の中で待っている人がたくさんいると思うので、普通の人でも見通しを示してもらうことが大事だと思う。そういうところで権利を守るという姿勢に感銘を受けた。

- ： 大学では、試験の時に配慮をしてほしいという申出が多い。病気でしばしばトイレに行くということであれば、入口近くの席にしたり、大人数がいる場で受けることが難しいということであれば、個室で対応したり、手が震えてしまって書くことができないという方には、パソコンで解答することができるとか、弱視の方には、拡大鏡を使えるようにするなどの配慮をしている。

大人数で授業を聴くのがつらいという人には、遠隔で授業の情報を発信するようなことも考えているところである。

質問になるが、傍聴席の椅子の取り外しは、どの法廷でもできるようになっているのか。

- ： 基本的には、どの法廷でも車椅子が入れるようになっている。
- ： 民間会社だと、ハード面は借りるビルによるので、設備を整えることが難しいというのが率直な感想である。裁判所への要望としては、1階の文字が全体的に小さく見えづらいので、分かりやすくなるよう工夫してもらいたいと思った。
- ： 意見を踏まえ、よく検討していきたい。